

COVID 19の影響を受けた事業を支援する 豪州政府の政策

Clayton Utz 法律事務所
パートナー 弁護士
加納 寛之

CLAYTON UTZ

2020年5月29日

COVID 19 の影響を受けた事業を支援する政策

- ▶ **JobKeeper（賃金助成政策）**
- ▶ **Mandatory Code of Conduct for Commercial Leasing（テナント救済措置）**

JOBKEEPER

- ▶ 1,300億豪ドルの賃金助成政策
- ▶ 「Eligible Employee」1名につき、1,500豪ドル/2週間の固定レートの補助金を「Eligible Employer」に対して支給する
- ▶ 支給期間は、2020年3月30日から9月27日まで（26週間）

ELIGIBLE EMPLOYEE の条件

- ▶ 2020年3月30日～9月27日までの期間に雇用されていること
- ▶ 2020年3月1日時点で以下の全てを満たしていること
 - ▶ フルタイム、パートタイム、又は長期間のカジュアル（long-term casual employee）雇用であること
 - ▶ 16歳以上であること
 - ▶ オーストラリアの国籍、永住権、Subclass 444 ビザ（ニュージーランド国籍者に発行されるビザ）のいずれかを保有していること
- ▶ Nomination Notice を雇用者に提出していること

ELIGIBLE EMPLOYEE の条件に関する注意点

- ▶ Long-term casual employee とは、JobKeeper が開始する以前に少なくとも12ヶ月間、規則的なシフトで（regular and systematic basis）勤務しているカジュアル従業員を指す
- ▶ Nomination Notice は、従業員が JobKeeper の適用を受ける条件を満たすことを確認する書面
- ▶ 3月1日時点で雇用されていれば、3月1日以降に解雇された場合でも雇用者に再雇用してもらうことにより条件を満たすことができる
- ▶ 派遣社員（Labour Hire）は、派遣元が Eligible Employer となる
- ▶ 雇用者は JobKeeper の適用対象とする従業員を選ぶべきではなく、希望する従業員すべてをカバーするべき

ELIGIBLE EMPLOYER の条件

- ▶ オーストラリアで事業を行っており、破産手続に入っていないこと（但し、政府機関 及び 5大銀行は除外）
- ▶ 以下の売上減少を被ったか、又は被ることが予想されること
 - 本年の予測年間合計売上又は前年の年間合計売上が \$1B 以下のビジネスの場合は、30%以上の売上減少
 - 本年の予測年間合計売上又は前年の年間合計売上が \$1B 超のビジネスの場合は、50%以上の売上減少

ELIGIBLE EMPLOYER の条件に関する注意点 (1)

- ▶ 年間合計売上（aggregated turnover）は、グループ会社全体（海外の会社を含む）の合計売上使用される
- ▶ 他方で、売上減少（decline in turnover）における売上は、Eligible Employer となる個々の会社の売上使用される
- ▶ 売上減少の有無は、前年（2019年）の同期間との比較でみる。3月～9月の暦月、4～6月の四半期、7～9月の四半期のいずれかで比較する

ELIGIBLE EMPLOYER の条件に関する注意点 (2)

- ▶ 3月や4月の時点で条件を満たしていなくても、5月以降の売上減少で条件を満たした場合（例えば6月の単月）、その時点から JobKeeper に参加することができる
- ▶ 逆に、後に売上が回復したからといって、その時点から JobKeeper の参加から外されることはなく、一度条件を満たせば9月まで JobKeeper を受けることができる
- ▶ 但し、JobKeeper に参加することを唯一の目的として、売上を恣意的に減少させるなどして条件を満たした場合には、処罰の対象となる
- ▶ 売上減少の条件については、事業の状況に応じて、別の基準（Alternative Test）が適用される可能性もある

ELIGIBLE EMPLOYER が JOBKEEPER の支払いを受けるための条件

- ▶ Eligible Employee を雇用していること
- ▶ Eligible Employee が記入済の Nomination Notice を提出したこと
- ▶ ATO に対して申請を行うこと
- ▶ Eligible Employee に対して「1,500豪ドル/2週間」以上の給与を支払うこと
 - ❖ 元々の給与が「1,500豪ドル/2週間」未満であった従業員に対しても「1,500豪ドル/2週間」を支払う
 - ❖ 雇用者が従業員に対して先に給料を支払った後で、政府から雇用者に対して1,500豪ドル/2週間が支払われることになる（後払い）

MANDATORY CODE OF CONDUCT FOR COMMERCIAL LEASING (テナント救済措置)

- ▶ 2020年4月7日に連邦政府が Mandatory Code of Conduct for Commercial Tenancies を制定
- ▶ Code はガイドラインであり、強制力を持つ法律になるためには各州の立法措置が必要
- ▶ 現在、各州はこの Code を実施するために立法手続を行っている段階
 - NSW や VIC は具体的な実施措置を定めた立法手続が完了している。
 - QLD はまだ具体的な実施措置を定めた立法手続が完了していない。

QLD 州の立法措置

- ▶ QLD 州では、Code を実施するために、COVID-19 Emergency Response Act 2020 (QLD) が制定され、4月23日に発効
- ▶ 同法の Part 7 に Code の実施に関する規定があるが、州政府に対して Code を実施するための規則を定める権限を授与しているだけ
- ▶ 具体的な Code の実施措置については、今後州政府が定める規則 (Regulation) で定められる予定
- ▶ 2020年12月31日に期限が到来する時限立法

CODE の適用対象

- ▶ Commercial Tenancies とは、Retail、Office、Industrial であり、Residential は含まれない
- ▶ Code は、JobKeeper の受給資格があり、かつ、年間売上が \$50M 以下のテナントに適用される
- ▶ しかし、この基準を満たすか否かにかかわらず、全てのテナントに Code を適用することが奨励されている
- ▶ Code の適用期間は、2020年4月3日以降で JobKeeper が適用される期間まで

CODE で示された指針（1）

- ▶ 賃貸人とテナントは、Code で示された14個の指針に従って、誠実に交渉を行い、個々の状況に応じた適切なアレンジメントを合意することが期待されている
- ▶ 指針の主な内容：
 - COVID-19 の影響期間は、賃貸人はテナントの賃料不払いを理由として賃貸借契約を解除してはならない
 - テナントは、引き続き賃貸借契約の規定を遵守しなければならない（COVID-19の影響を理由とする解除権はテナント側に与えられていない）
 - 賃貸人は、テナントが被った被害に応じた賃料の減額をオファーしなければならない

CODE で示された指針（2）

- ▶ 賃料の減額には賃料の放棄と支払延期の2種類あるが、賃料の減額は原則として賃料の放棄が50%以上でなければならない
- ▶ 賃貸人が、物件について税金の減免等の優遇措置を受けた場合には、テナントにも還元しなければならない
- ▶ COVID-19の影響期間は、賃貸人は賃料不払いを理由としてテナントが提供した担保（敷金、銀行保証など）を実行してはならない
- ▶ 賃貸人とテナントがアレンジメントについて合意できない場合には、紛争解決手続に持ち込むことができる

www.claytonutz.com